

会議録の作成・確認・公表手順に関する事務局案

		会議記録作成作業			具体的手順
		反訳業者	事務局	委員	
土	委員会開催				<p>委員会開催後速やかに事務局で会議概要を作成</p> <p>次回委員会開催通知とともに会議概要を委員に送付（1週間以内を目途）</p> <p>会議概要・会議資料を公表</p> <p>事務局において全文記録・会議録原稿を作成</p> <p>3週間後週末までに全文記録・会議録原稿を委員に送付し、内容確認を依頼</p> <p>各委員は原稿を確認し、修正等がある場合は必ず書面で事務局に連絡（メール・FAX可）</p> <p>修正連絡は原則として翌週水曜日必着（事情により前週末に送付できない場合は期限を調整）</p> <p>事務局で修正・最終調整（委員による最終確認・署名を行うか？）</p> <p>会議録をホームページに掲載、市政資料室に配置</p>
日					
月					
火					
水					
木					
金					
土	（1週間後）				
日					
月					
火					
水					
木					
金					
土	（2週間後）				
日					
月					
火					
水					
木					
金					
土	（3週間後）				
日					
月					
火					
水					
木					
金					
土	（4週間後）				
日					
月			公表		

会議資料の取扱いに関する事務局案

資料区分		取扱い区分	ホームページ	市政資料室	傍聴者	備考
1. 議事関連資料について						
(1)	事務局が用意したもの	提供	会議概要公表時に会議概要とともに掲載	会議概要公表時に会議概要とともに配置	先着順にコピーを配付 (傍聴者定員を超えた場合は、閲覧のみとする)	大部のもの、複製に特別な手数料のかかるもの、多額の費用を要するものについては、傍聴者は閲覧のみとする。 市情報公開条例に定める非公開情報に該当するものを含む場合は、その部分は公表しない。 委員会の席上訂正等があった場合は、反映したものを公表する。
(2)	委員が用意するもの	委員長が判断する	原則として掲載しない	原則として配置しない	委員長が判断する	事前に事務局を通じて委員長の許可を得るものとする。 開催日当日持ち込む場合については、傍聴者への配付分は原則として持ち込む委員が用意するものとする。
2. 参考資料について						
(1)	傍聴者意見	非公開	掲載しない	配置しない	配付・閲覧しない	公開されることを前提にせず任意に提出された意見を転記したものであり、委員が参考とするに止める。
(2)	その他の資料	提供	掲載しない	配置しない	閲覧のみ	外部から取寄せた資料、インターネットで入手した資料については、委員への配布に止める。 行政資料等で会議の内容理解に資するものについては、傍聴者には可能な範囲で提供する。

会議で使用せず単なる委員への提供資料として配付するものは会議資料としての取扱い対象としない。

事務連絡に使用する配付物は会議資料としての取扱い対象としない。

市民参加条例等の制定状況・内容事例説明資料

1. 市民参加条例・自治基本条例・協働推進条例 制定状況一覧

	自治体名	条例の名称	公布	施行
23	千代田区			
	中央区			
	港区			
	新宿区			
	文京区	「文の京」住民自治基本条例	16.12	17.4.1
	台東区			
	墨田区			
	江東区			
	品川区			
	目黒区			
	大田区	区民協働推進条例	17.3	17.4.1
	世田谷区			
	渋谷区			
	中野区	住民自治基本条例	17.3	17.4.1
	杉並区	自治基本条例	14.11	15.5.1
	豊島区	(仮)豊島区自治基本条例、施行時期未定		
	北区			
	荒川区			
	板橋区			
	練馬区	(仮)練馬区自治基本条例、H18.11上程予定		
	足立区	自治基本条例	16.12	17.4.1
	葛飾区			
	江戸川区			
26	八王子市	(市民参加条例、18.12上程予定)		
	立川市			
	武蔵野市			
	三鷹市	自治基本条例	17.9	18.4.1
	青梅市			
	府中市			
	昭島市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	調布市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	町田市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	小金井市	市民参加条例	15.6	16.4.1
	小平市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	日野市			
	東村山市			
	国分寺市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	国立市	(市民参加条例、施行時期未定)		
	西東京市	市民参加条例	14.10	14.10.1
	福生市			
	狛江市	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	15.3	15.4.1
	東大和市	(まちづくり基本条例、施行時期未定)		
	清瀬市	まちづくり基本条例	14.9	15.4.1
	東久留米市			
	武蔵村山市			
	多摩市	自治基本条例	16.3	16.8.1
	稲城市			
	羽村市			
	あきる野市	(自治基本条例、18年度中の上程にむけ検討中)		

	自治体名	条例の名称	公布	施行
中核市	函館市			
	旭川市	市民参加推進条例	14.7	14.7.4
	秋田市			
	郡山市			
	いわき市			
	宇都宮市			
	川崎市			
	船橋市			
	横須賀市	市民協働推進条例	13.3	13.7.1
	相模原市			
	新潟市			
	富山市			
	金沢市	市民参加及び推進に関する条例	17.3	17.4.1
	長野市			
	岐阜市			
	浜松市	市民協働推進条例	15.3	15.4.1
	岡崎市			
	豊橋市			
	豊田市	まちづくり基本条例	17.9	17.10.1
	堺市			
	高槻市			
	東大阪市			
	姫路市			
	奈良市			
	和歌山市			
	岡山市	協働のまちづくり条例	12.6	13.4.1
	倉敷市			
福山市				
下関市	市民協働参加条例	15.3	15.6.1	
高松市				
松山市	市民活動推進条例	17.10	17.10.5	
高知市	市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	15.3	15.4.1	
長崎市				
大分市				
宮崎市	市民活動推進条例	13.3	13.4.1	
熊本市	(自治基本条例、施行時期未定)			
鹿児島市	市民参画を推進する条例	15.3	15.6.1	

	自治体名	条例の名称	公布	施行
政令市	札幌市	(自治基本条例、施行時期未定)		
	仙台市	市民公益活動の促進に関する条例	11.3	11.4.1
	さいたま市			
	千葉市			
	横浜市	地域まちづくり推進条例	17.2	17.10.1
	川崎市	自治基本条例	16.12	17.4.1
	静岡市	自治基本条例	17.3	17.4.1
	名古屋市			
	京都市	市民参加推進条例	15.6	15.8.1
	大阪市			
その他	神戸市	市民による地域活動の推進に関する条例	16.3	16.10.1
	広島市			
	北九州市			
	福岡市	市民公益活動推進条例	17.3	17.4.1
	ニセコ町	まちづくり基本条例	12.12	13.4.1
	大和市	自治基本条例	16.10	17.4.1
	岸和田市	自治基本条例	16.12	17.8.1
	石狩市	行政活動への市民参加の推進に関する条例	13.9	14.4.1
	吉川市	市民参画条例	16.12	17.2.14
	箕面市	市民参加条例	9.3	9.4.1
宝塚市	市民参加条例	13.12	14.4.1	

4. 類型別条例比較

種類	No.	自治体名	条例名	公布日	施行日	条例策定の目的	条例の特徴	主要な条文規定				系の実効性を担保するための組織	その他特徴的条文	関連条例や要綱											
								類型の特徴となる項目																	
								市民	市(市長)	その他	参加手続きの方法														
理念原則型条例	1	箕面市 12.7万人 47.8km ²	箕面市民参加条例	H9年 3月	H9年 4月	まちづりに関する市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ること	「市民の義務」、市長の義務、は努力規定。 市民参加の対象や、手続きの方法は具体的記載なし。 市民投票のみ具体的に位置づけ	・第5条 積極的な市民参加(努力) ・第4条 情報の提供、情報公開(努力)	なし	なし	・第7条 委員の公募 ・第8条 市民投票	なし	まちづり理念条例(平成9年3月31日施行) 非営利公益市民活動促進条例(平成11年6月29日公布) パブリックコメントに関する指針(平成17年11月1日施行) 基本的人権と良好な環境を大切にする風土を醸成し、市及び市民が協働してまちづりを推進することを目的とし、市の目指すまちづりの理念について定めている。(自治基本条例の位置づけ)												
	2	宝塚市 22.0万人 101.8km ²	宝塚市民参加条例	H13年12月	H14年 4月	市民が主体的に市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと	市民参加の対象は具体的記載なし。 箕面市を参考にし、評価段階への市民参加、市の義務としての職員の育成、会議公開の原則、を付加。	・第3条 積極的な市民参加(努力) ・第4条 1 情報公開・提供(義務) ・ 2 参加の機会の拡大(義務) ・ 3 公認制度の充実(市民意思の反映(努力)) ・ 4 職員育成(義務)	なし	なし	・第7条 市民の公募 ・第8条 市民投票	なし	まちづり基本条例(平成13年12月25日制定) 協働のまちづりを法的に位置づけ、制度的な取組みを展開しているため、制定された。これに基づき、市の施策の立案、決定から評価の段階までの参加をうけた「市民参加条例」を制定した。												
推進型条例	3	石狩市 6.0万人 721.9km ²	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	H13年 9月	H14年 4月	地域の独自性に根ざした自主的なまちづりを進めるため、行政活動への市民参加を進めるため必要事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等まちづりに活かし、より良いまちの実現に向けて協働する地域社会の形成に寄与すること	市の義務義務規定が多く、自律的な内容・基本原則に市民参加が行政の義務及び責任の軽減につながるものがない旨を規定。 適切な内容・時期における参加手続きの実施 市民参加の対象に独自性。参加手続き対象、方法、市が認むべき手順等を詳細に規定 制度調査審議会の役割に市民参加の取組み状況の評価を規定 市民の役割(義務)の規定がない。	・第3条 1 市民参加の積極的推進 ・ 2 市民参加の機会の拡大(義務) ・ 3 市民参加の促進(努力)	なし	なし	・第2条 審議会等 ・第3条 パブリックコメント ・第4条 公聴会	・第20条 1 市民参加制度調査審議会 ・第21条 審議内容 ・第22条 審議内容 ・第23条 審議内容 ・第24条 審議内容 ・第25条 審議内容 ・第26条 審議内容 ・第27条 審議内容 ・第28条 審議内容 ・第29条 審議内容 ・第30条 審議内容 ・第31条 審議内容 ・第32条 審議内容 ・第33条 審議内容 ・第34条 審議内容 ・第35条 審議内容 ・第36条 審議内容 ・第37条 審議内容 ・第38条 審議内容 ・第39条 審議内容 ・第40条 審議内容 ・第41条 審議内容 ・第42条 審議内容 ・第43条 審議内容 ・第44条 審議内容 ・第45条 審議内容 ・第46条 審議内容 ・第47条 審議内容 ・第48条 審議内容 ・第49条 審議内容 ・第50条 審議内容 ・第51条 審議内容 ・第52条 審議内容 ・第53条 審議内容 ・第54条 審議内容 ・第55条 審議内容 ・第56条 審議内容 ・第57条 審議内容 ・第58条 審議内容 ・第59条 審議内容 ・第60条 審議内容 ・第61条 審議内容 ・第62条 審議内容 ・第63条 審議内容 ・第64条 審議内容 ・第65条 審議内容 ・第66条 審議内容 ・第67条 審議内容 ・第68条 審議内容 ・第69条 審議内容 ・第70条 審議内容 ・第71条 審議内容 ・第72条 審議内容 ・第73条 審議内容 ・第74条 審議内容 ・第75条 審議内容 ・第76条 審議内容 ・第77条 審議内容 ・第78条 審議内容 ・第79条 審議内容 ・第80条 審議内容 ・第81条 審議内容 ・第82条 審議内容 ・第83条 審議内容 ・第84条 審議内容 ・第85条 審議内容 ・第86条 審議内容 ・第87条 審議内容 ・第88条 審議内容 ・第89条 審議内容 ・第90条 審議内容 ・第91条 審議内容 ・第92条 審議内容 ・第93条 審議内容 ・第94条 審議内容 ・第95条 審議内容 ・第96条 審議内容 ・第97条 審議内容 ・第98条 審議内容 ・第99条 審議内容 ・第100条 審議内容	・第3条 2 (基本原則) 市民参加は市の義務と責任軽減ではない。 ・第4条 制度の改善に必要に応じて見直しを行う。 ・第5条 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)
	4	西東京市 19.0万人 15.9km ²	西東京市民参加条例	H14年 9月	H14年10月	市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。	実効性を意識した条例 市民VS行政という構図ではなく、ともに協力しながら行政運営の向上を目指すという。 参加の対象及び対象外は、総務省のパパノメの手続きに則している。 条例の見直し規定などに見られるように合併市としての現状に配慮した条例。	・第4条 1 積極的な市民参加(努力) ・ 2 主体的、民主的な参加(努力) ・ 3 市民活動の促進、市政の関心(努力)	なし	なし	・第2条 審議会等 ・第3条 パブリックコメント ・第4条 市民ワークショップ ・第5条 市民投票	なし	付属機関等の委員の市民公募に関する基本方針(平成13年7月1日施行) 西東京市における市民参加の基本方針(平成13年7月1日施行)												
参加推進型	5	吉川市 6.0万人 31.6km ²	吉川市民参加条例	H16年12月	H17年 4月	市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の協働によるまちづりを進めること	市民の役割・義務を明確に規定 参加手続きについて、個別具体的に規定 市民参画審議会は、評価・進捗管理のチェック機能として、諮問機関としての位置づけ	・第4条 1 自らの発言と行動への責任(努力) ・ 2 市民全体の利益を考慮(努力) ・ 3 市民意向の把握と施策への反映(努力) ・ 4 市民活動への協力、促進(努力)	なし	なし	・第2条 審議会等 ・第3条 パブリックコメント ・第4条 ワークショップ ・第5条 市民投票	・第32条 市民参画審議会 ・第33条 審議内容 ・第34条 審議内容 ・第35条 審議内容 ・第36条 審議内容 ・第37条 審議内容 ・第38条 審議内容 ・第39条 審議内容 ・第40条 審議内容 ・第41条 審議内容 ・第42条 審議内容 ・第43条 審議内容 ・第44条 審議内容 ・第45条 審議内容 ・第46条 審議内容 ・第47条 審議内容 ・第48条 審議内容 ・第49条 審議内容 ・第50条 審議内容 ・第51条 審議内容 ・第52条 審議内容 ・第53条 審議内容 ・第54条 審議内容 ・第55条 審議内容 ・第56条 審議内容 ・第57条 審議内容 ・第58条 審議内容 ・第59条 審議内容 ・第60条 審議内容 ・第61条 審議内容 ・第62条 審議内容 ・第63条 審議内容 ・第64条 審議内容 ・第65条 審議内容 ・第66条 審議内容 ・第67条 審議内容 ・第68条 審議内容 ・第69条 審議内容 ・第70条 審議内容 ・第71条 審議内容 ・第72条 審議内容 ・第73条 審議内容 ・第74条 審議内容 ・第75条 審議内容 ・第76条 審議内容 ・第77条 審議内容 ・第78条 審議内容 ・第79条 審議内容 ・第80条 審議内容 ・第81条 審議内容 ・第82条 審議内容 ・第83条 審議内容 ・第84条 審議内容 ・第85条 審議内容 ・第86条 審議内容 ・第87条 審議内容 ・第88条 審議内容 ・第89条 審議内容 ・第90条 審議内容 ・第91条 審議内容 ・第92条 審議内容 ・第93条 審議内容 ・第94条 審議内容 ・第95条 審議内容 ・第96条 審議内容 ・第97条 審議内容 ・第98条 審議内容 ・第99条 審議内容 ・第100条 審議内容	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)
	6	狛江市 7.8万人 6.4km ²	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	H15年 3月	H15年 4月	市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ること	最近の水準となる内容が規定された参加・協働推進条例 市民の役割の規定なし。 協働については、<補助・委託>を規定。(協働事業提案制度や基金の創設など協働事業型の規定はない。)	なし	なし	なし	・第2条 審議会等 ・第3条 パブリックコメント ・第4条 市民ワークショップ ・第5条 市民投票	・第30条 市民参加と市民協働に関する審議会 ・第31条 審議内容 ・第32条 審議内容 ・第33条 審議内容 ・第34条 審議内容 ・第35条 審議内容 ・第36条 審議内容 ・第37条 審議内容 ・第38条 審議内容 ・第39条 審議内容 ・第40条 審議内容 ・第41条 審議内容 ・第42条 審議内容 ・第43条 審議内容 ・第44条 審議内容 ・第45条 審議内容 ・第46条 審議内容 ・第47条 審議内容 ・第48条 審議内容 ・第49条 審議内容 ・第50条 審議内容 ・第51条 審議内容 ・第52条 審議内容 ・第53条 審議内容 ・第54条 審議内容 ・第55条 審議内容 ・第56条 審議内容 ・第57条 審議内容 ・第58条 審議内容 ・第59条 審議内容 ・第60条 審議内容 ・第61条 審議内容 ・第62条 審議内容 ・第63条 審議内容 ・第64条 審議内容 ・第65条 審議内容 ・第66条 審議内容 ・第67条 審議内容 ・第68条 審議内容 ・第69条 審議内容 ・第70条 審議内容 ・第71条 審議内容 ・第72条 審議内容 ・第73条 審議内容 ・第74条 審議内容 ・第75条 審議内容 ・第76条 審議内容 ・第77条 審議内容 ・第78条 審議内容 ・第79条 審議内容 ・第80条 審議内容 ・第81条 審議内容 ・第82条 審議内容 ・第83条 審議内容 ・第84条 審議内容 ・第85条 審議内容 ・第86条 審議内容 ・第87条 審議内容 ・第88条 審議内容 ・第89条 審議内容 ・第90条 審議内容 ・第91条 審議内容 ・第92条 審議内容 ・第93条 審議内容 ・第94条 審議内容 ・第95条 審議内容 ・第96条 審議内容 ・第97条 審議内容 ・第98条 審議内容 ・第99条 審議内容 ・第100条 審議内容	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第10条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)
7	京都市 147.4万人 610.2km ²	京都市市民参加推進条例	H15年 6月	H15年 8月	市及び市民が共に市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづりの推進に資すること	すべての市民が市政に参加し、協働の成果を挙げる必要性を認めた参加協働条例 市民参加推進計画の策定の義務化 市民のまちづり活動への支援	・第4条 1 市政への参加(努力) ・ 2 市民意見、提案の市政への反映(努力) ・ 3 市民のまちづり活動への支援(努力) ・ 4 市民協働の推進(努力)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)	・第3条 1 市民参加の推進に関する事項を定めることにより、市民と市の役割を明らかにすることにより、協働によるまちづりを推進し、地域社会の発展を図る。 条例の目的、位置づけなどを記載した解説がわかりやすい(HP公開)								

注1 人口・・・H17国勢調査速報値

注2 一般的な対象とは・・・総会計等、個別施策の基本方針、基本的な事項を定める計画策定、憲章、宣言等、基本的な条例の制定、改定、市民に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改定、市民に義務を課す、権利を制限する条例の制定、改定、その他特に市民参加の手続きが必要と認められるもの、多の自治体におけるパブリックコメントの対象。

5. 類型別条例検討過程の状況

類型	No.	自治体名	条例名	公布日	施行日	検討組織・検討過程							担当所管	
						検討組織名称	検討組織設置期間	構成委員内訳	会議開催数	会議録の公表	検討方法	検討・制定過程での市民参加		その他の特記事項
理念原則型条例	1	箕面市 12.7万人 47.8km ²	箕面市市民参加条例	H9年 3月	H9年 4月	箕面市市民参加施策推進懇話会	6年7月～8月6月 (12か月)	11名 学識5 団体推薦3 公募3	13回	公開はしていたことは、提言書に記載があるが、方法は不明	・懇話会で市民参加のあり方、取組みなどについて検討。 ・市長に提言書を提出	・市民フォーラム ・市民アンケート ・学識者による講演会 ・意見交換会	・市長の発案で、懇話会を発足	市民部市民サービス政策課 TEL 072-724-6723 FAX 072-723-5538
	2	宝塚市 22.0万人 101.8km ²	宝塚市市民参加条例	H13年12月	H14年 4月	(市民参画検討委員会) まちづくりに関する条例検討委員会	(12年1～8月) 13年4～9月 (6か月)	14名 学識6 団体推薦4 公募4	7回	出来るだけ全文に近い形でHPで公開	・ワークショップでの意見をもとに検討 ・市長に提言書を提出	・6～10月に6回のワークショップ開催 ・9月30日まちづくり市民フォーラム開催 ・広報紙10月1日号で提言書に対する意見募集	・まちづくり基本条例と同時施行	企画財務部政策室企画調整課 TEL 0797-77-2001 FAX 0797-72-1419
議会系型条例	3	石狩市 6.0万人 721.9km ²	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	H13年 9月	H14年 4月	市民参加制度検討委員会	12年7月～13年3月 (9か月)	13名 学識3 団体推薦3 公募4 職員(部長級)3	10回	要点筆記をHPで公開 発言者名明記	・職員PTで作成した条例草案をたたき台に会議で検討 ・「石狩市における市民参加制度のあり方に関する提言書」を市長に提出	・13年7月に条例案案についてパブリックコメント実施		企画財政部協働推進・男女共同参画担当 TEL 0133-72-3246
	4	西東京市 19.0万人 15.9km ²	西東京市市民参加条例	H14年 9月	H14年10月	まちづくり市民会議・市民との協働部会	13年8月～14年3月 (8か月)	10名 公募	20回	要点筆記をHPで公開 発言者名明記せず	・市民会議が条例案を作成し市長に提出することについて市と協定締結 ・職員PTとキャッチボール	・ワークショップ実施 ・市報によるパブリックコメント実施	・市民委員自らHPを開設し、経過や議論の内容を随時公開	企画部企画課 TEL 0424-64-1311 FAX 0424-63-9585
	5	吉川市 6.0万人 31.6km ²	吉川市市民参画条例	H16年12月	H17年 4月	市民参画条例(仮称)に関する市民会議	15年10月～16年10月 (13か月)	9名 学識1 有識5 公募1 職員2	11回	要点筆記をHPで公開 発言者名明記	・条例素案を取りまとめ市長に報告	・16年8月1～31日にパブリックコメント実施 ・16年8月22日に市民説明会開催		市民参加推進課 TEL 048-982-9685 FAX 048-981-5682
参加促進型	6	狛江市 7.8万人 6.4km ²	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	H15年 3月	H15年 4月	狛江市市民参加基本条例策定委員会	14年6月～15年3月 (9か月)	15名 学識3 団体推薦3 公募9	10回(全体会)各3回(参加協働の2分科会)	できるだけ全文に近い形でHPで公開(会議録の公開は約1年のため、現在は公開していない)	・条例案を盛り込んだ答申書を市長に提出	・パブリックコメント ・講演会 ・市民フォーラム	・検討組織設置時は、市民参加条例の制定を目的としていたが、検討が進む中で、協働推進の内容も含む条例に ・9年に市策定の市民参加条例が議会で否決された経緯がある。	企画財政部市民協働課 TEL 03-3430-1111 (内)2421
	7	京都市 147.4万人 610.2km ²	京都市市民参加推進条例	H15年 6月	H15年 8月	市民参加推進懇話会	11年9月～13年3月 (1年6か月)	15名 学識6 団体推薦9	14回		・「市民参加推進計画」(13年12月策定)に向けて「市民参加の推進に関する提言」を市長に提出 ・条例制定を推進計画の取り組みの一つとし、懇話会提言を踏まえて市内部検討により条例制定	・パブリックコメント ・市民フォーラム ・職員対象の意見交換会	・懇話会では、条例制定に絞らずに、市民参加に必要なことを検討	都市総合企画局プロジェクト推進室市民参加担当 TEL075-222-3178

・人口…H17国勢調査速報値

・ゴシック体…検討過程で実施された市民参加
・明朝体…検討委員会等終了後に条例制定過程で行った市民参加